

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、介護保険に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部での不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))で操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和8年1月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>松山市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請・保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請・保険料滞納者の支払い方法の変更・要支援認定、要介護更新認定等の申請・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請・地域支援事業の給付に関する事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、松山市は、介護保険に関する事務で、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、認定ファイル、受給ファイル、給付ファイル、賦課ファイル、収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一 68の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条・松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、106、108、109の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 松山市総務部文書法法制課
790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 松山市福祉推進部介護保険課
790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6840)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会、特定個人情報の記載がある申請書の保管及び廃棄を行う際は、ダブルチェックを徹底し、記録していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
-------	---

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	課長 上田 陽一郎	課長 白石 秀一	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	II 1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 1 ②事務の概要	(新規追加)	・地域支援事業の給付に関する事務	事後	事業開始に伴う変更
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項	・番号法第9条第1項 別表第一 68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事後	法的根拠の追加
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、	事後	法的根拠の追加
		・第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令に			
		・第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律第三			
平成29年9月6日	I 5 ②所属長	課長 白石 秀一	課長 渡部 浩典	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年2月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	I 3 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	法改正による号番の変更
令和4年11月1日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和5年11月13日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月10日	I 5 ①部署	保険福祉部	福祉推進部	事後	組織改正に伴う変更
令和6年4月10日	I 8 連絡先	保険福祉部	福祉推進部	事後	組織改正に伴う変更
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和6年11月29日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年11月29日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年1月22日	II 1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年1月22日	II 2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年1月22日	I 8 連絡先(電話番号)	089-948-6856	089-948-6840	事後	担当者変更に伴う変更